

## 平成 2 1 年度 中間前金払制度の導入

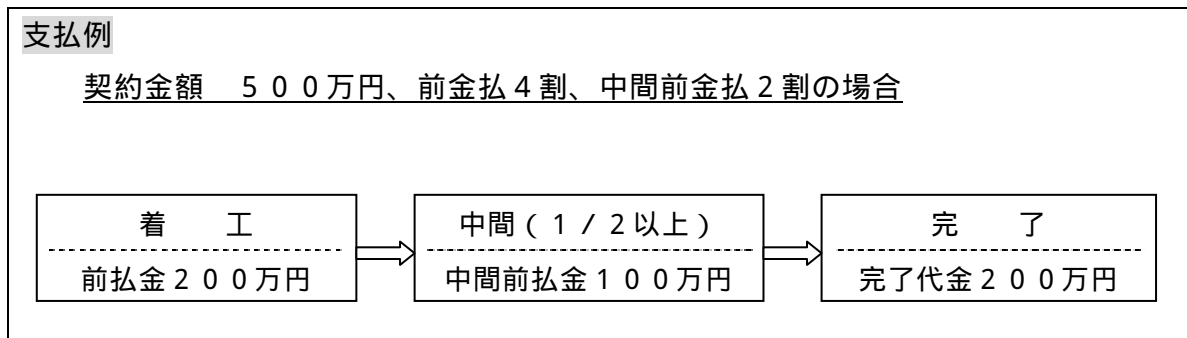
中間前金払制度は、工事途中で工事代金の一部の支払いを簡単・迅速に受けられる制度で、現在、地域建設業を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、資金調達の円滑化を図るため、中間前金払制度を導入いたしました。

### 1 制度の概要

中間前金払制度は、前払金（請負契約金額の 4 割以内で限度額 1 億円）に工事の中間段階で請負契約金額の 2 割以内（限度額 5,000 万円）の前払金をする制度です。

中間前金払制度は、部分払時のような出来高検査は行わず、簡略化した出来高査定により発注者（市）・受注者（建設業者）双方の経費削減、事務省略化を目的とした工事代金の支払制度です。

なお、支払には前払金と同様に「中間前払金保証」が必要です。



### 2 支払要件

中間前金払は、次の要件を満たした場合に適用されます。

契約金額が 130 万円以上の工事で、前払金を実施していること。

工期の 2 分の 1 を経過していること。

工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が完了していること。

工事の出来高が契約金額の 2 分の 1 以上に達していること。

～ については、要件を満たしたことを証明する書類の「中間前金払認定書」を、受注者（建設業者）の申請により発注者（市）が発行します。